平成２２年（フ）第４３８号
青森市大字新城字平岡109番地453
債務者　佐藤　光江
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
青森市造道２丁目９番４号　ハイツいとう３号
債務者　木村　幸嗣
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
青森市幸畑４丁目16番７号　市営住宅第４―７―24
債務者　木立　久子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７１号
東京都狛江市猪方３丁目17番８号ライフピアグランデ103
債務者　稲　由美子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２３３号
東京都八王子市中野上町４丁目26番22号ベルカント八王子201号
債務者　木下　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２５号
岡山県津山市野介代153番地１
債務者　直本　圭一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３０号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川256番地50
債務者　崎　　篤毅
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時10分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第１２５６号
東京都小平市小川東町２丁目13番７―202号
債務者　福島　克太
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２５７号
東京都小平市小川東町２丁目13番７―202号
債務者　福島美絵子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３７号
北海道帯広市西19条南４丁目34番12号　明和団地２号棟231号室
債務者　金澤　美幸
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
長崎県平戸市大佐志町40番地
債務者　馬込　和子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
広島県福山市神辺町字湯野282番地１　レオパレスＧＲＡＣＥ101号、旧住所広島県福山市東川口町２丁目７番２号
債務者　森田　拓磨
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３４号
釧路市桜ケ岡７丁目25番４号
債務者　岩田　和晃
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２５７号
北海道釧路郡釧路町豊美２丁目14番地31
債務者　太田佳奈子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２６２号
釧路市興津２丁目７番８号、住民票上の住所釧路市白樺台６丁目９番７号
債務者　佐々木美智子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所